

# 携 必 扱 取

## V 食品産業

令和8年4月版

 **日本政策金融公庫**  
農林水産事業本部

# 目次

公庫資金早見表（食品産業） .....	1
1 中山間地域活性化資金 .....	2
1-① 加工流通施設 .....	2
1-② 保健機能増進施設 .....	6
1-③ 生産環境施設 .....	9
2 食品等持続的供給促進資金（卸売市場近代化施設） .....	11
3 食品等持続的供給促進資金 食品等持続的供給促進事業 .....	14
3-① 食品産業・農林漁業連携型事業（略称：V資金） .....	14
3-② 食品産業生産性向上型事業（略称：V' 資金） .....	17
3-③ 卸売市場機能高度化型施設 .....	20
4 特定農産加工資金 .....	23
5 農業競争力強化支援資金 .....	29
6 食品安定供給施設整備資金 .....	32
7 新規用途事業等資金 .....	37
8 農林水産物・食品輸出基盤強化資金 .....	40
9 塩業資金 .....	44

## 公庫資金早見表（食品産業）

<b>農産物の加工・流通</b>	<a href="#">農林水産物・食品輸出基盤強化資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸出・海外展開に取り組むための施設整備等を行う</li> </ul>	<a href="#">新規用途事業等資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新しい品種や新たに開発した用途の研究成果の企業化、実用化を図る</li> </ul>	<a href="#">新規用途事業等資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新商品、新技術の研究・開発やその成果を利用した製品の製造・加工を行う</li> </ul>	<a href="#">特定農産加工資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の転換を行う</li> </ul>	<a href="#">特定農産加工資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●生産の共同化等の事業提携を行う</li> </ul>	<a href="#">特定農産加工資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●原材料の調達安定化を図るための施設整備等を行う</li> </ul>	<a href="#">特定農産加工資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸売市場を整備する</li> </ul>	<a href="#">食品等持続的供給促進資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●産地から製造、小売段階までの食品等の持続的な供給を実現するための施設整備等を行う</li> </ul>	<a href="#">食品等持続的供給促進資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料の安定供給を確保するための施設整備等を行う</li> </ul>	<a href="#">食品安定供給施設整備資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業再編に必要な施設整備、株式の取得、出資を行う</li> </ul>	<a href="#">農業競争力強化支援資金</a>
<b>中山間地域の農林水産物・資源の活用</b>	<a href="#">中山間地域活性化資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新商品、新技術の研究・開発又はその成果を利用した製品の製造・加工・販売を行う</li> </ul>	<a href="#">中山間地域活性化資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●需要を開拓するための展示・販売施設等をつくる</li> </ul>	<a href="#">中山間地域活性化資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農林漁業資源を活用した体験農園等をつくる</li> </ul>	<a href="#">中山間地域活性化資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●農山漁村の生産環境を整える</li> </ul>	<a href="#">中山間地域活性化資金</a>
<b>水産物の加工・流通</b>	水産加工資金（Ⅲ 漁業 参照）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●水産加工場を整備する</li> </ul>	水産加工資金（Ⅲ 漁業 参照）
<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸出・海外展開に取り組むための施設整備等を行う</li> </ul>	<a href="#">農林水産物・食品輸出基盤強化資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●新しい品種や新たに開発した用途の研究成果の企業化、実用化を図る</li> </ul>	<a href="#">新規用途事業等資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●卸売市場を整備する</li> </ul>	<a href="#">食品等持続的供給促進資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●産地から製造、小売段階までの食品等の持続的な供給を実現するための施設整備等を行う</li> </ul>	<a href="#">食品等持続的供給促進資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●食料の安定供給を確保するための施設整備等を行う</li> </ul>	<a href="#">食品安定供給施設整備資金</a>
<b>塩の製造</b>	<a href="#">塩業資金</a>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●塩の生産設備を整備する</li> </ul>	<a href="#">塩業資金</a>

# 1 中山間地域活性化資金

## 資金の目的

本資金は、土地条件の制約等から総じて農業の生産条件が不利な中山間地域について、その地域の特性を活かした農林漁業の総合的な発展を図るため、地域の農林畜水産物の加工の増進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用並びに担い手の定住化の促進を図ることを目的としています。

加工流通施設、保健機能増進施設及び生産環境施設の三つの資金で構成されています。

### 1-① 加工流通施設

#### 1 資金の使い途

中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工の事業又は中山間地域の農林畜水産物若しくはその加工品の集荷、販売、提供の事業であって次の表に掲げるもの。

融資対象事業	資金使途
① 新商品・新技術の研究開発又は利用	ア 建物、構築物、機械及び装置並びにこれらに附帯する施設の改良、造成又は取得
② 需要の開拓	イ 試験研究費（人件費を含みます。）等の費用 ウ 特許権、実用新案権等の支出

具体的には、

#### ① 新商品・新技術の研究開発又は利用

…中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を原料又は材料として使用して、消費者ニーズに応じた新しい商品の生産、商品の品質向上、コスト低減のための新しい技術の導入などを図る事業

#### ② 需要の開拓

…アンテナショップ、展示販売施設等を設置することにより、中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の新たな需要を開拓する事業

上記の事業を実施することにより、中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の調達量を事業実施後（中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は最初の使用後）5年以内におおむね20%以上増加させることが確実と見込まれることが要件となっています。

なお、製造・加工施設との同時整備であって一定の要件を満たした場合は、木質バイオマス発電施設についても融資の対象になりますが、売電のみの事業を行う場合は融資の対象になりません。

## 2 借入者の資格

(1)の事業を営む者

次の点が要件となっています。

- ア 中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること。
- イ 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は、3以上の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約、業務提携契約等が締結されていること。
- ウ 融資対象事業が販売（飲食提供を含みます。）の事業の場合は、次の要件を満たす者であること。

融資対象事業	会社の場合	個人の場合	備考
食肉卸売業	資本金 7,000 万円超 かつ 常時使用従業員 100 人超	常時使用従業員 100 人超	農林漁業を主として営む者であって、自ら生産したもの又はその加工品を主たる販売品目としている者を除きます。
飲食店 食肉小売業	資本金 5,000 万円超 かつ 常時使用従業員 50 人超	常時使用従業員 50 人超	
食肉以外の 卸売業	資本金 3,000 万円以上	常時使用従業員 100 人以上	農林漁業を併せ営む者を除きます。
上記以外の 販売業	資本金 1,000 万円以上	常時使用従業員 50 人以上	

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合(LLP)

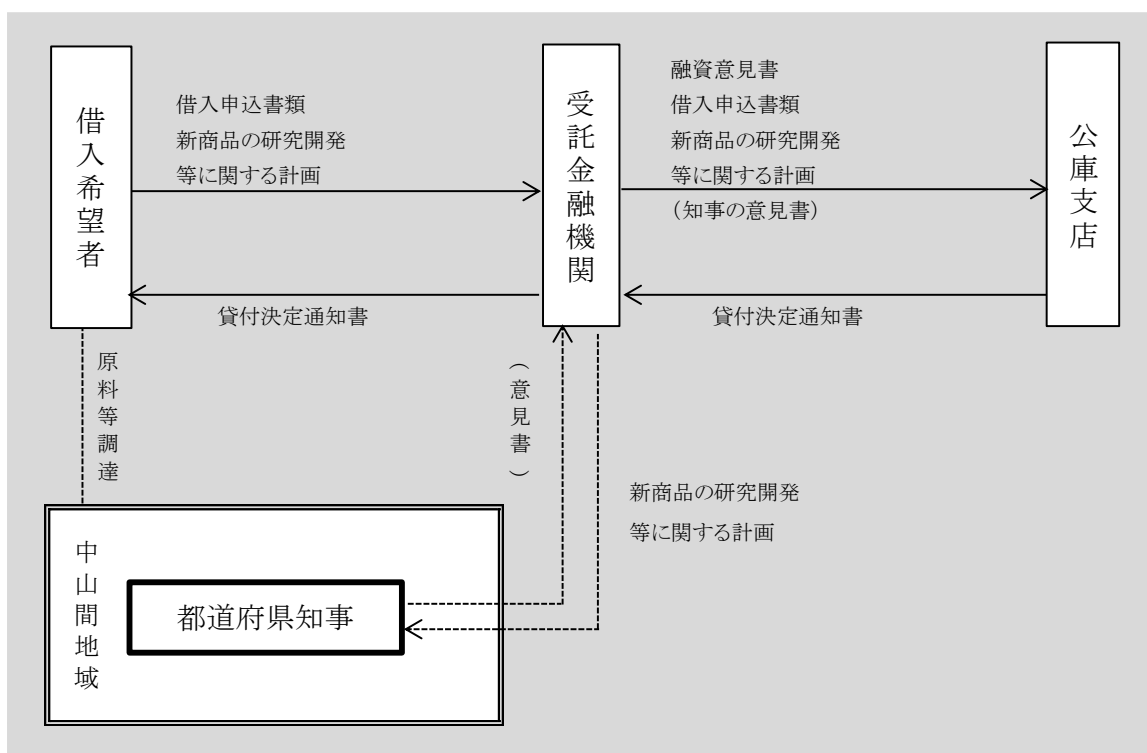
判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

### 3 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額 (注)
10 年超 15 年以内	3 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

### 4 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



当該事業計画が原料等供給地である中山間地域の農林漁業の振興に資するものであるか否かについて、必要に応じ当該中山間地域を管轄する都道府県知事の意見を聞くこととなっています。

### 5 借入申込みに必要な書類

#### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表)	様式C 1 - 5
ウ	新商品の研究開発等に関する計画	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 1-② 保健機能増進施設

### 1 資金の使い途

中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものの改良・造成・取得

これらの施設を設置するための特別の費用又は権利の取得も対象にできます。「農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設」とは、農林漁業資源と一体的に利用される次のア～イの施設です（保健機能増進施設といいます。）。

ア 体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間テニスコート、林間キャンプ場、林間フィールド・アスレチック、林間鳥獣等保護観察施設、森林植物園、林間あずまや、林間コテージ、林間リフト、林間遊歩道、森林浴施設、森林資源活用温泉保養施設、釣り場、潮干狩場、体験漁業施設、遊漁船等利用施設、漁場観察施設及びこれに準ずる施設

イ アの施設と密接な関連性を有し、かつ付随的なものである次の施設

便所、更衣室、駐車場、案内所、管理施設、休養施設、体験学習施設、土産物店（主として中山間地域農林畜水産物又はその加工品を扱うものに限り）、食品供給施設（主として中山間地域農林畜水産物又はその加工品を販売し、又は飲食の用に供するものに限り。）等

次に掲げる施設は対象にできません。

遊園地、ゲレンデスキー場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスコート（林業者が都市計画区域外の森林内に設置する場合以外）、フィットネス施設、ダイビング施設、マリナー、ホテル、旅館、ショッピングセンター、ショッピングモール、学習塾、カルチャーセンター、釣堀及びこれに準ずる施設

森林資源を利用した保健機能増進施設については施設と一体的に利用される森林の内容ごとに次のことが要件となっています。

施設と一体的に利用される森林の内容		適用される要件
施設敷地を含めた森林面積がおおむね30ha以上		森林の保健機能の増進に関する特別措置法6条3項の要件
上記の面積がおおむね30ha未満	「公衆の保健」を目的に指定された保安林	「保安林及び保安施設地区の指定、解除の取扱いについて」第4の5の(9)の別表の2の(1)～(8)に掲げる要件
	「公衆の保健」以外の目的に指定された保安林	森林法26条による保安林の解除の要件
	保安林以外の森林	森林法10条の2による開発行為の許可の要件

各要件の具体的内容等は公庫支店にご照会ください。

## 2 借入者の資格

次のいずれかに該当する者であって1の事業を営む者

ア 農林漁業者又は農林漁業者の組織する法人・団体

イ 上記アの者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結している者

農林漁業を主として営まない者が生活衛生関係営業に関する施設を設置する場合は、次の要件を満たすこと。

業種	会社の場合	個人の場合
食肉卸売業	資本金 5,000 万円超 かつ 常時使用従業員 50 人超	常時使用従業員 50 人超
飲食店 食肉小売業	資本金 7,000 万円超 かつ 常時使用従業員 100 人超	常時使用従業員 100 人超

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

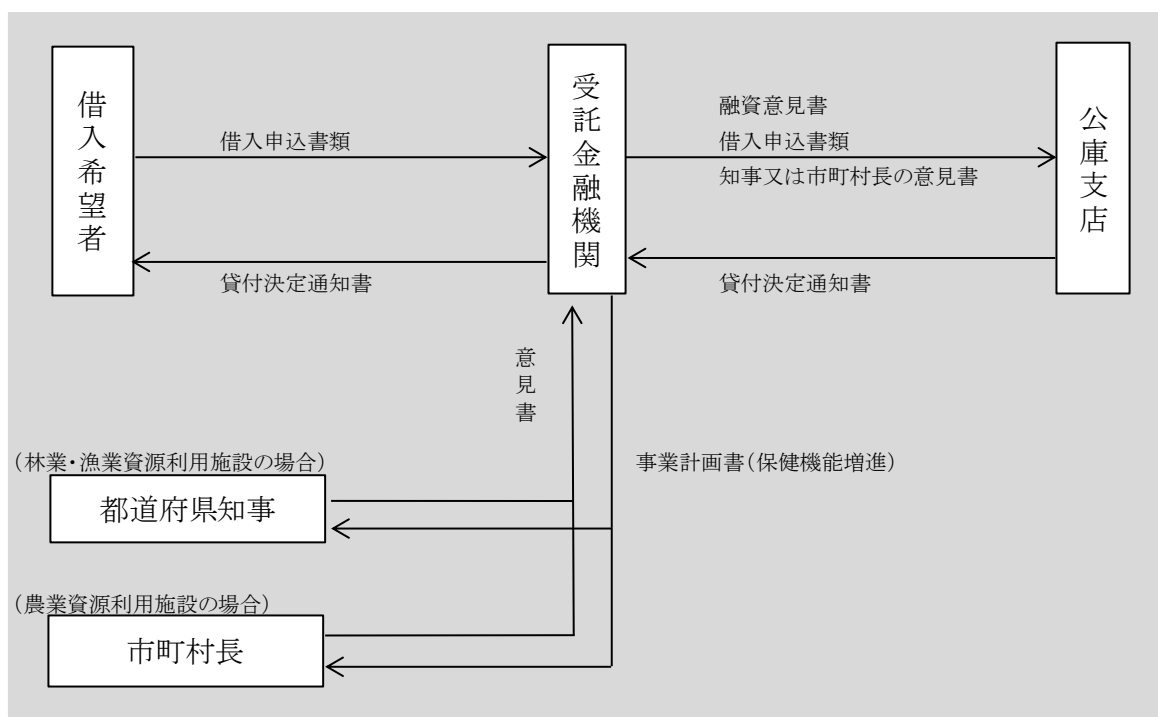
判断項目	資本金	従業員
主たる業種		
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

## 3 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10 年超 15 年以内	3 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

#### 4 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



当該事業計画が地域の農林漁業振興方針と調和のとれたものであるか否かについて、都道府県知事又は市町村長の意見を聞くこととなっています。

#### 5 借入申込みに必要な書類

##### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1－5
ウ	事業計画書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

##### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

## 1-③ 生産環境施設

### 1 資金の使い途

中山間地域内における農林漁業活動管理休養施設、多目的研修集会施設、農林漁業従事者健康増進施設、農林漁業集落総合施設、農山漁村広場施設、農林漁業技術拠点施設、農林漁業情報連絡施設、農林漁業廃棄物処理施設、農山漁村生活廃棄物処理施設、簡易給排水施設、生活安全保護施設、融雪・除雪施設、集落道、農林漁業施設関連道又は駐車施設の改良、造成、復旧又は取得

### 2 借入者の資格

農林漁業者の組織する法人

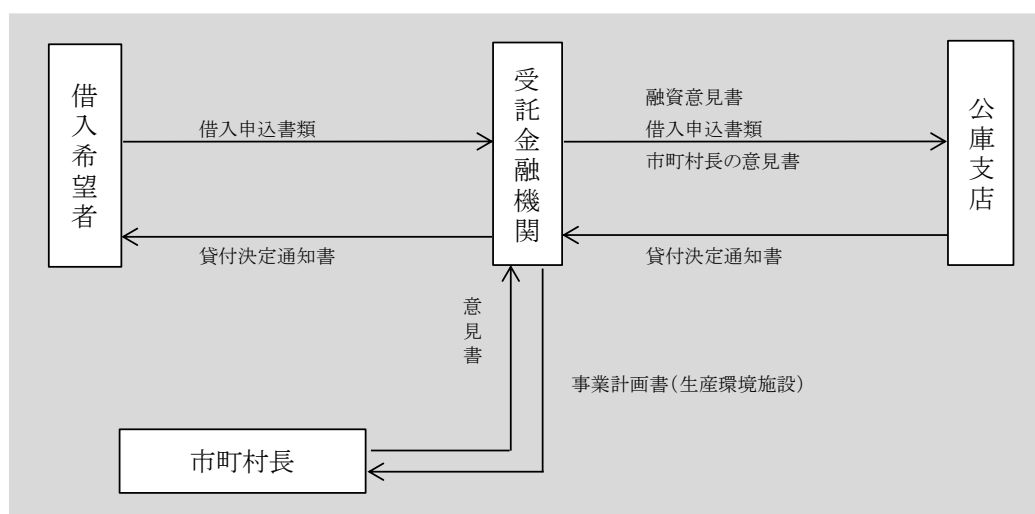
第三セクター（農林漁業者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、農林漁業の振興を目的とするものを含まず。）

### 3 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
25年以内	8年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

### 4 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



当該事業計画が地域の農林漁業の振興に資するものであるか否かについて、市長村長の意見を聞くこととなっています。

## 5 借入申込みに必要な書類

### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1－5
ウ	事業計画書	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 2 食品等持続的供給促進資金（卸売市場近代化施設）

### 1 資金の目的

本資金は、卸売市場の近代化のための施設の整備等を促進することを目的としています。

### 2 資金の使い途

卸売市場施設、卸売業者施設、仲卸業者施設の改良、造成又は取得

#### ア 卸売市場施設

付設集団売場を含む卸売市場の業務に必要な施設（場内運搬機械以外の運搬機械を除きます。）

(注) 1 卸売市場は消費地市場及び水産物産地卸売市場に限ります。

2 水産物産地卸売市場は、水産業協同組合以外の者が開設する市場の施設に限ります。

#### イ 卸売業者施設

倉庫、冷蔵庫、計算センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、場内事務所

(注) 水産物産地卸売市場の卸売業者施設は、水産業協同組合以外の者が開設する卸売市場の水産業協同組合以外の卸売業者に係る施設に限ります。

#### ウ 仲卸業者施設

倉庫、冷蔵庫、計算センター、配達センター、運搬機械、処理加工施設、事務用機械、従業員宿舍、仲卸店舗設備

(注) ①仲卸業者の経営の統合の場合、②事業協同組合等の法人組合が仲卸店舗設備を取得する場合には別途要件があります。詳しくは公庫支店にご照会ください。

### 3 借入者の資格

卸売市場の開設者（地方公共団体を除きます。）、卸売業者、仲卸業者、卸売業者等の組織する法人

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者とは、サービス業（卸売市場開設業）を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。

また、卸売業を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人(一般・公益を含みます。)、有限責任事業組合(LLP)

#### 4 貸付条件

資金の 使い途	償還期限 (据置期間を含みます。)	据置 期間	貸付限度額
卸売市場施設	10年超 25年以内	5年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額(限度額なし)
卸売業者施設、 仲卸業者施設	10年超 15年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 70%に相当する額 (限度額あり)【下表参照】

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

【表】 資金の使い途が卸売業者施設、仲卸業者施設である場合の融資限度額  
(特定市場を除きます。)

(金額単位：百万円)

卸売業者施設	小規模事業者(注1)				小規模事業者以外					
	加算額				加算額					
	一般	倉庫又は冷蔵庫を含む場合	高度情報処理施設(注2)を含む場合	一般	高度情報処理施設を含む場合					
	130	+300	+120	880	+200					
仲卸業者施設	一般				3人以上共同事業、出資法人(注3)				大規模組合(注4)	
	加算額				加算額					
	一般	倉庫又は冷蔵庫を含む場合	高度情報処理施設を含む場合	処理加工施設を含む場合	一般	倉庫又は冷蔵庫を含む場合	高度情報処理施設を含む場合	処理加工施設を含む場合	一般	高度情報処理施設を含む場合
	39	+90	+70	+52	130	+90	+70	+52	580	+200

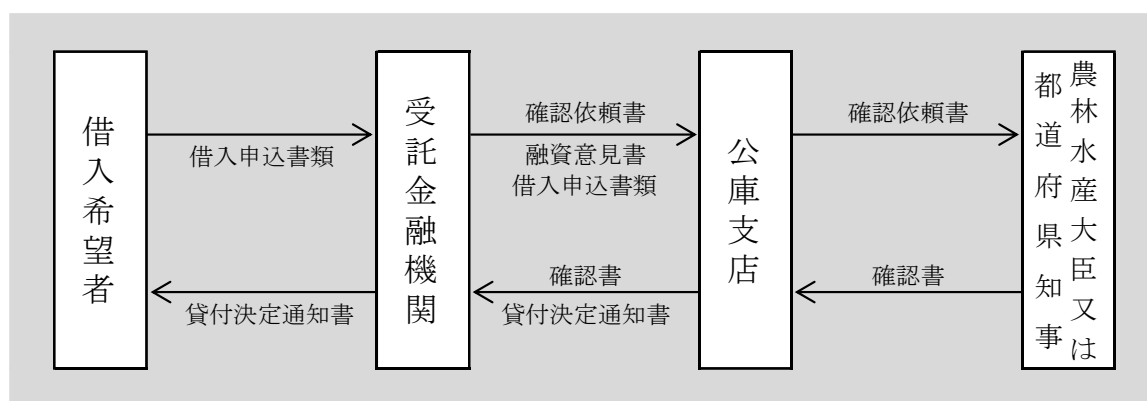
(注) 1 資本金1,000万円以下の会社並びに従業員50人以下の会社及び個人

2 卸売業者施設又は仲卸業者施設の計算センターに含まれるものであって、卸売市場関係業者間のネットワーク化を図るのに必要な施設

3 3人以上の仲卸業者が共同して行う事業又は3人以上の仲卸業者が出資する法人の行う事業

4 100人以上の仲卸業者又は当該市場当該部門の仲卸業者の過半数の方が組織する法人組合

## 5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



## 6 借入申込みに必要な書類

### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1 - 5

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 6 その他 税制上の特例措置

本制度では所要の税務手続きを行うと、税制上の特例措置が受けられます

項目	内容
不動産取得税	特定の法人が、卸売市場の業務に係る共同利用施設（保管、加工または共同計算センター用施設）を取得した場合には、当該施設の価格に融資割合を乗じて得た金額または1/2を乗じて得た金額のいずれか低い額が課税対象価格から控除。

※地方税法附則第11条第10項・地方税法施行令附則第7条第14項

### 3 食品等持続的供給促進資金 食品等持続的供給促進事業

#### 資金の目的

本資金は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」といいます。）に基づく制度資金であり、3-①食品産業・農林漁業連携型事業、3-②食品産業生産性向上型事業、3-③卸売市場機能高度化型施設の三つの資金で構成されています。

食品等事業者に対して安定取引関係確立事業活動等の実施に必要な資金を融資することにより、食品の持続的な供給、農林漁業及び食品産業の成長に資することを目的としています。

#### 3-① 食品産業・農林漁業連携型事業（略称：V資金）

##### 1 資金の使い途

認定安定取引関係確立事業活動計画等（注1・2）に基づいて行う安定取引関係確立事業活動等（食品産業・農林漁業連携型事業）の実施に必要な事業であって、次に掲げるものが対象となります。

- ① 農林漁業者と共同して利用する施設の改良、造成又は取得
- ② 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- ③ 他の事業者（食品等事業者又は農林漁業を営む法人に限る。）の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資
- ④ 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（①、②又は③に掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る。）

- （注）1 安定取引関係確立事業活動計画等とは、次に掲げるものをいいます。以下同じ。
- a 食料システム法に規定する「安定取引関係確立事業活動計画」、「流通合理化事業活動計画」、「環境負荷低減事業活動計画」、「消費者選択支援事業活動計画」の4つの計画
  - b みどりの食料システム法第27条の規定により食料システム法第15条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画（食料システム法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に関する部分に限ります。）
  - c みどりの食料システム法第41条の規定により食料システム法第15条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第40条に規定する認定基盤確立事業実施計画（食料システム法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に関する部分に限ります。）

- 2 安定取引関係確立事業活動計画等において、事業実施後5年以内にa～cのいずれか

の目標を満たすことが必要です。

- a 地域の農林水産物の取扱量が概ね 20%以上増加すること
  - b 輸入農林水産物の取扱量の概ね 20%以上を地域の農林水産物に切り替えること
  - c 地域の農林水産物の取扱額が年間 3,000 万円以上となること
- ※ a～c について、取引する農林漁業者の特定が必要となります。

## 2 借入者の資格

食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第 2 条第 3 号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合 (LLP)

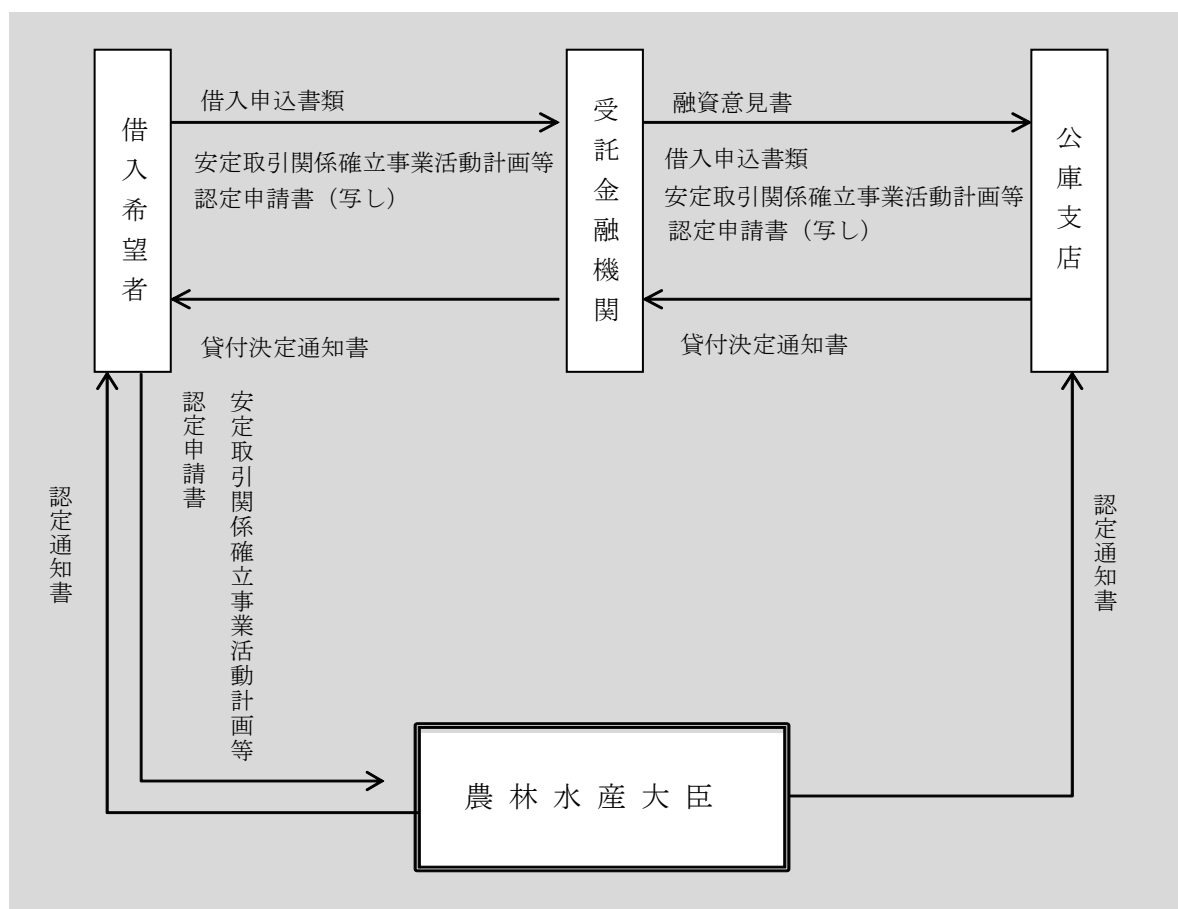
判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下又は 300 人以下	

## 3 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10 年超 25 年以内	3 年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

#### 4 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



※みどりの食料システム法における食料システム法の特例を活用する場合は公庫等にご照会ください。

#### 5 借入申込みに必要な書類

##### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙 (事業費支払予定表)	様式C 1-5
ウ	次のいずれかに該当するものを提出してください。 ・安定取引関係確立事業活動計画に係る認定申請書 (写) 及び認定通知書 (写) ・流通合理化事業活動計画に係る認定申請書 (写) 及び認定通知書 (写) ・環境負荷低減事業活動計画に係る認定申請書 (写) 及び認定通知書 (写) ・消費者選択支援事業活動計画に係る認定申請書 (写) 及び認定通知書 (写)	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

##### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類 (貸借対照表、同附属明細書、損益計算書)
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

### 3-② 食品産業生産性向上型事業（略称：V' 資金）

#### 1 資金の使い途

認定安定取引関係確立事業活動計画等（注）に基づいて行う安定取引関係確立事業活動等（食品産業生産性向上型事業）の実施に必要な事業であって次に掲げるものが対象となります。

- ① 食品等の製造、加工、流通又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
- ② 他の食品等事業者の株式若しくは持分の取得又は他の食品等事業者への出資
- ③ 無形固定資産の取得又は販売促進費、調査費その他の費用の支出（①又は②に掲げる事項の実施に関連して必要となる費用の支出に限る）

（注）1 安定取引関係確立事業活動計画等とは、次に掲げるものをいいます。以下同じ。

- a 食料システム法に規定する「安定取引関係確立事業活動計画」、「流通合理化事業活動計画」、「環境負荷低減事業活動計画」、「消費者選択支援事業活動計画」の4つの計画
  - b みどりの食料システム法第27条の規定により食料システム法第15条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第23条に規定する認定計画（食料システム法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に関する部分に限ります。）
  - c みどりの食料システム法第41条の規定により食料システム法第15条の規定を適用する場合にあっては、みどりの食料システム法第40条に規定する認定基盤確立事業実施計画（食料システム法第2条第5項に規定する流通合理化事業活動に関する部分に限ります。）
- 2 安定取引関係確立事業活動計画等において、事業実施後5年以内にa又はbの目標を満たすことが必要です。
- a 地域の農林水産物の取扱量が概ね10%以上増加すること
  - b 地域の農林水産物の取扱額が年間1,500万円以上となること

#### 2 借入者の資格

食品等の製造、加工、流通又は販売の事業を行う者

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列举されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

（例） 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

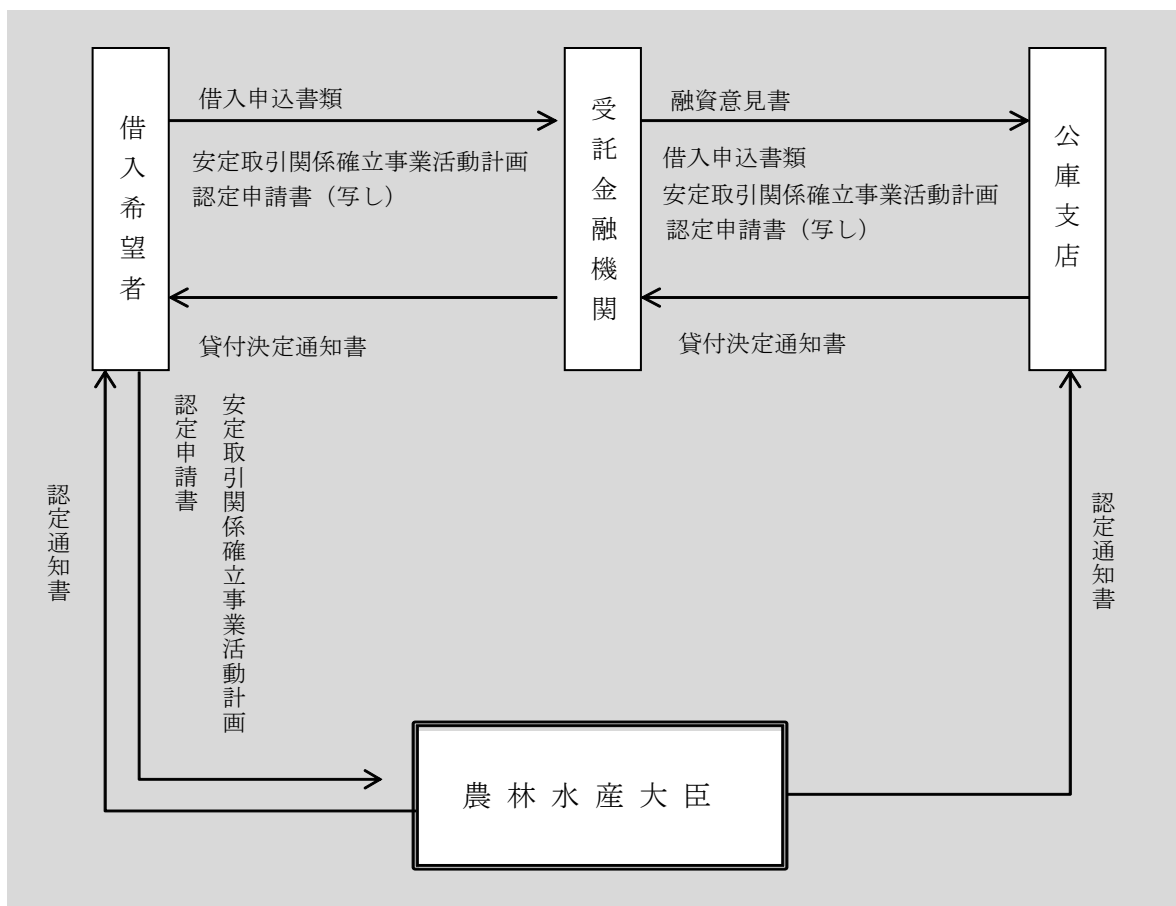
判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下又は50人以下	
サービス業	5,000万円以下又は100人以下	
卸売業	1億円以下又は100人以下	
その他の業種	3億円以下又は300人以下	

### 3 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10年超 25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

### 4 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



※みどりの食料システム法における食料システム法の特例を活用する場合は公庫等にご照会ください。

## 5 借入申込みに必要な書類

### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1－5
ウ	次のいずれかに該当するものを提出してください。 ・安定取引関係確立事業活動計画に係る認定申請書（写）及び認定通知書（写） ・流通合理化事業活動計画に係る認定申請書（写）及び認定通知書（写） ・環境負荷低減事業活動計画に係る認定申請書（写）及び認定通知書（写） ・消費者選択支援事業活動計画に係る認定申請書（写）及び認定通知書（写）	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

### 3-③ 卸売市場機能高度化型施設

---

#### 1 資金の使い途

---

認定流通合理化事業活動計画に基づいて行う流通合理化事業活動（卸売市場機能高度化型施設）の実施に必要な事業であって、次に掲げるものが対象となります。

- ① 品質管理保全施設
- ② 定温輸送車
- ③ 自動仕分け・搬送保管施設
- ④ 加工・調製施設
- ⑤ パッケージ施設
- ⑥ 情報処理施設
- ⑦ 営業の譲受け
- ⑧ 出資
- ⑨ ①～⑦に係る特別の費用

#### 2 借入者の資格

---

流通合理化事業活動（卸売市場機能高度化型施設）を実施する次の者

- ア 卸売市場の開設者（資金の使い途の①～⑥、⑨）（地方公共団体を除きます。）
- イ 卸売市場の卸売業者（資金の使い途の①～⑨）
- ウ 卸売市場の仲卸業者（資金の使い途の①～⑨）
- エ 卸売市場の仲卸業者が組織する事業協同組合及び事業協同小組合（資金の使い途の①～⑥、⑨）

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者とは、サービス業（卸売市場開設業）を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。

また、卸売業を主たる事業とする事業者にあつては、①資本金が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社、②常時使用する従業員の数が100人以下の個人、③協同組合等をいいます。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

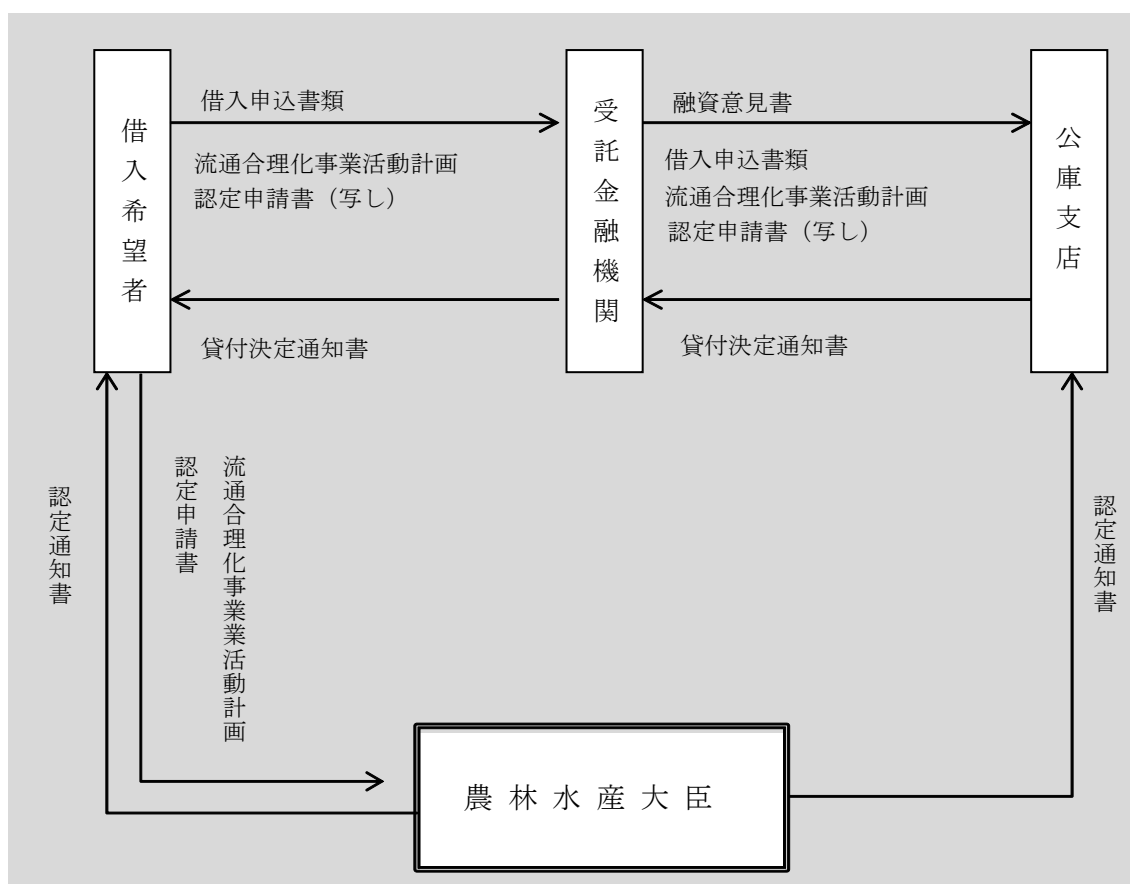
（例） 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

### 3 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額
10年超 25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額（限度額なし）

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

### 4 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



※みどりの食料システム法における食料システム法の特例を活用する場合は公庫等にご照会ください。

### 5 借入申込みに必要な書類

#### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1 - 5
ウ	流通合理化事業活動計画に係る認定申請書（写）及び認定通知書（写）	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 4 特定農産加工資金

### 1 資金の目的

本資金は、特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第 65 号）に基づく資金で農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化の影響を被る特定農産加工業を営む者等に対し、新商品・新技術の研究開発又は利用、事業の転換、事業提携、原材料の調達安定化に必要な資金を融資することにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的としています。

### 2 資金の使い途

#### 1 経営改善計画の承認を受けた者（都道府県知事の承認が必要です）

##### ① 新商品・新技術の研究開発・利用

新しい商品の開発・製造、商品の品質向上・コスト削減のための機械・施設の導入等（特許権等の取得や研究開発に要する費用も融資の対象となります）

##### ② 事業の転換

現在行っている特定農産加工業部門の相当部分の廃止・縮小に伴う他の農産加工業部門の導入・拡大等

#### 2 事業提携計画の承認を受けた者（都道府県知事の承認が必要です）

##### ① 事業提携による生産の共同化等

複数の事業者の生産の共同化、合併等に伴う生産体制の整備等

#### 3 調達安定化計画の承認を受けた者（農林水産大臣の承認が必要です）

##### ① 原材料の調達先の変更

原材料についてA国産からB国産に切り替えるための機械・施設の導入等

##### ② 代替原材料の使用

原材料について小麦の一部を米粉に切り替えるための機械・施設の導入等

##### ③ 原材料の効率的な使用

製造過程で発生するロスを削減するための機械・施設の導入等

##### ④ 原材料の保管

原材料の調達量や調達先の増加に対応するための原材料倉庫の導入等

##### ⑤ 新商品・新技術の研究開発又は利用

上記①～③と併せて行う事業に必要な機械・施設の導入等（特許権等の取得や研究開発に要する費用も融資の対象となります）

## 融資事例

新商品・新技術	かんきつ果汁製造業者が、製品の高品質化を図るため新技術を利用した果汁製造機械を取得
事業の転換	牛肉調製品製造業者が輸入自由化で採算悪化の現業から撤退し、冷凍食品部門の拡充を図るための加工場新設
事業提携	アイスクリーム製造業者が同業者と事業提携し、生産アイテムの分担のための工場を整備
調達安定化	豆腐製造業者が輸入大豆からの切り替えを図るため、国産大豆に対応した新しい製造ラインを整備

### 3 借入者の資格

#### 1 経営改善計画の承認を受けた者

以下の特定農産加工業 14 業種及びこれらの業者を構成員とする事業協同組合等

①かんきつ果汁製造業、②非かんきつ果汁製造業、③パインアップル缶詰製造業、④こんにゃく粉製造業、⑤トマト加工品製造業、⑥甘しょでん粉製造業、⑦馬鈴しょでん粉製造業、⑧米加工品製造業（米穀粉、包装もち、加工米飯、米菓生地、和生菓子（米を原材料とするものに限ります。）、⑨麦加工品製造業（小麦粉、小麦でん粉、精麦、麦茶、パスタに限ります。）、⑩砂糖製造業、⑪菓子製造業（チョコレート製造業、キャンデー製造業及びビスケット製造業に限ります。）、⑫乳製品製造業、⑬牛肉調製品製造業、⑭豚肉調製品製造業

#### 2 事業提携計画の承認を受けた者

以下の関連農産加工業 12 業種及びこれらの業者を構成員とする事業協同組合等（上記 1 の特定農産加工業者との事業提携による生産の共同化等を行う場合）

①果実加工食品製造業（1 の①、②及び③を除きます。）、②こんにゃく製品製造業、③甘しょ加工食品製造業、④馬鈴しょ加工食品製造業、⑤米菓製造業、⑥みそ製造業（米又は麦を原材料として使用しているものに限ります。）、  
⑦しょうゆ製造業、⑧めん製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限り、パスタ製造業を除きます。）、⑨パン製造業、⑩せんべい製造業（小麦粉を原材料として使用しているものに限ります。）、⑪冷凍冷蔵食品製造業（生乳又は乳製品を原材料として使用しているものに限り、1 の⑫を除きます。）、⑫食肉調製品製造業（1 の⑬及び⑭を除きます。）

#### 3 調達安定化計画の承認を受けた者

以下の特定農産加工業及びこれらの業者を構成員とする事業協同組合等

製品の主要な原材料が小麦（一次加工品を含む）  
製品の主要な原材料が大豆（一次加工品を含む）

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）

です。

なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合(LLP)

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下又は50人以下	
サービス業	5,000万円以下又は100人以下	
卸売業	1億円以下又は100人以下	
その他の業種	3億円以下又は300人以下	

#### 4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額
10年超25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

#### 5 留意事項（計画の承認）

経営改善計画及び事業提携計画について、都道府県知事は、次の各号に適合するものと認めるときに承認を行います。

- (1) 当該計画に係る特定農産加工業者等が、自由化その他農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化により影響を受けており、当該計画が、その影響に対処し新たな経済的環境に円滑に適応するための措置として、以下の①～③を満たしたものであること。
  - ① 当該計画の作成者の経営力、技術力等から判断して有効かつ適切なものであって、計画の達成される見込みが確実であること。
  - ② 地域の農産物の利用の促進又は地域の農産物の特色を生かした農産加工品の生産の促進に資するものであること。
  - ③ 経営改善計画にあっては、当該計画が経営改善措置の実施による売上高又は経常利益の伸び率の目標として年平均1%を上回る率を定めるものであること。
- (2) 地域農業の現状、今後の見通し等からみて、地域農業の健全な発展に資するものであり、国、都道府県の生産対策等と調和のとれたものであること。
- (3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、かつ、資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。

調達安定化計画について、農林水産大臣は、次の各号に適合するものと認められたときに承認を行います。

- (1) 当該計画に係る特定農産物加工業者が、小麦・大豆の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効なものであって、以下の①～③を満たしたものであること。
  - ① 計画の達成される見込みが確実であること。
  - ② 調達安定化措置の目的が、次のア～ウまでのいずれかに該当するものであること。
    - ア 原材料の調達先の変更の取組により生産地が変更されることとなる指定農産物又は、生産地が変更された指定農産物を使用して生産された一次加工品の使用割合の目標及び代替原材料の使用の取組により新たに使用されることとなる代替原材料の使用割合が5%を上回るものであること。
    - イ 原材料の効率的な使用との取組により削減される指定農産物等の削減率が1%を上回るものであること。
    - ウ 原材料の保管の取組により増加する保管施設の容量の増加率が5%を上回るものであること。
- (2) 原材料たる農産物の国内の生産地との連携の強化その他の生産地からの当該農産物の調達の方法が適切なものであること。
- (3) 必要な資金の額が当該計画の内容及び実施時期を勘案して適切に計上され、かつ、資金調達力から判断してその調達が確実なものであること。

## 6 留意事項（税制上の特例措置）

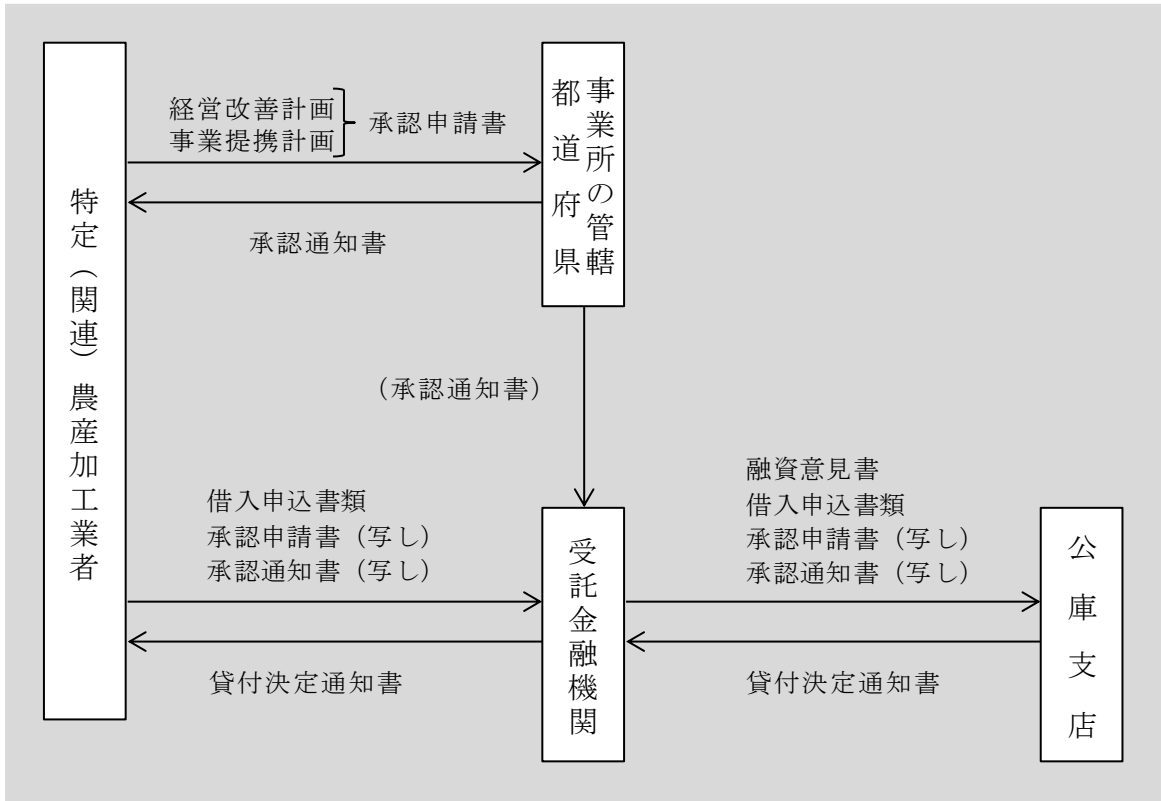
本制度では所要の税務手続きを行うと、税制上の特例措置が受けられます。

項 目	内 容
事業所税の1/4控除	事業所税について、承認後5年間資産割が1/4控除（経営改善計画及び調達安定化計画の場合に限ります。）

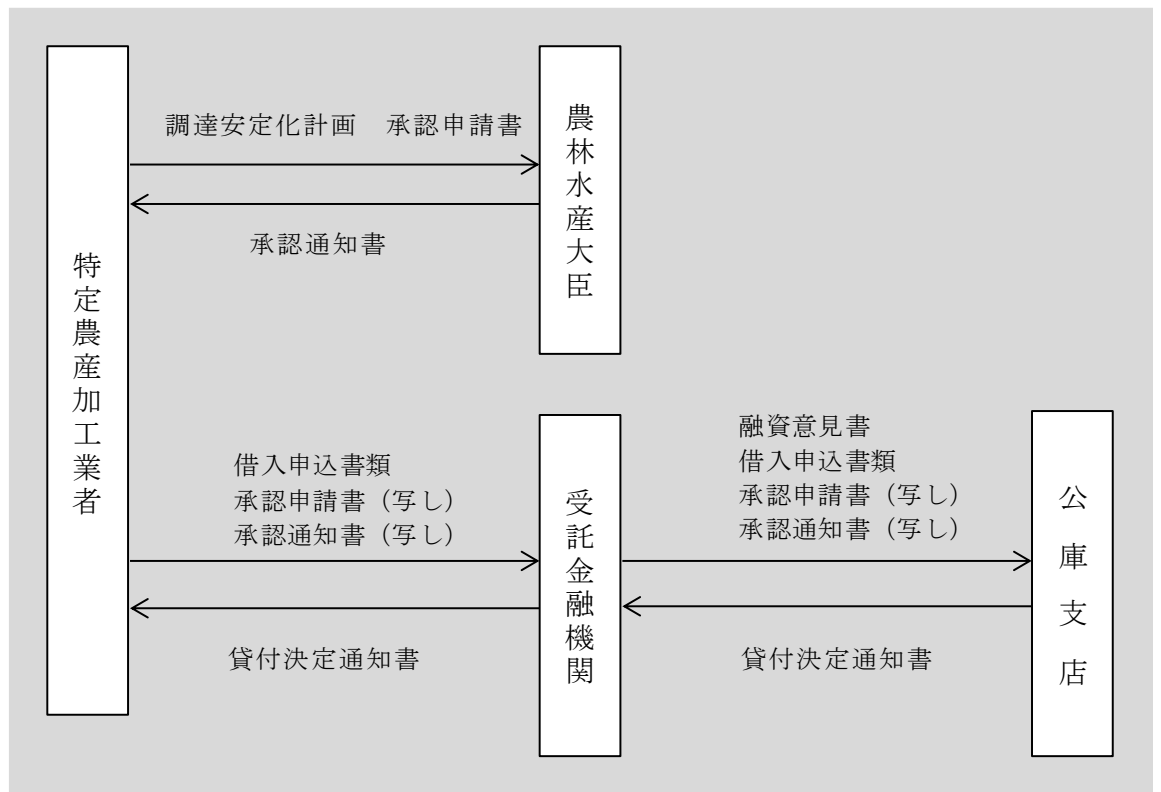
※地方税法附則第33条第5項

6 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

<経営改善計画及び事業提携計画>



<調達安定化計画>



## 7 借入申込みに必要な書類

### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1－5
ウ	次のいずれかに該当するものを提出してください。 ・経営改善計画に係る承認申請書（写）及び承認通知（写） ・事業提携計画に係る承認申請書（写）及び承認通知（写） ・調達安定化計画に係る承認申請書（写）及び承認通知（写）	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 5 農業競争力強化支援資金

### 1 資金の目的

本資金は、農業競争力強化支援法（平成 29 年法律第 35 号）に基づく制度資金で、農業生産に関連する事業の再編を促進することにより良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図り、もって農業及び農業生産に関連する事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

### 2 資金の使い途

農業競争力強化支援法（以下、「法」といいます。）に規定する認定事業再編計画に基づいて行う事業再編の実施に必要な事業であって次に掲げるものが対象となります。

- (1) 施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- (2) 他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者との資本提携による支配関係の構築のための出資

### 3 借入者の資格

次に掲げる事業を行う者であって、認定事業再編計画に基づいて事業再編を実施する者

- (1) 飲食料品（花きを含みます。以下本資金において同じ。）の卸売事業
- (2) 飲食料品の小売事業
- (3) 飲食料品の製造事業
- (4) 配合飼料製造事業

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第 2 条第 3 項に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合 (LLP)

判断項目	資本金	従業員
主たる業種		
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

## 4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます)	据置期間	貸付限度額
10年超 20年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

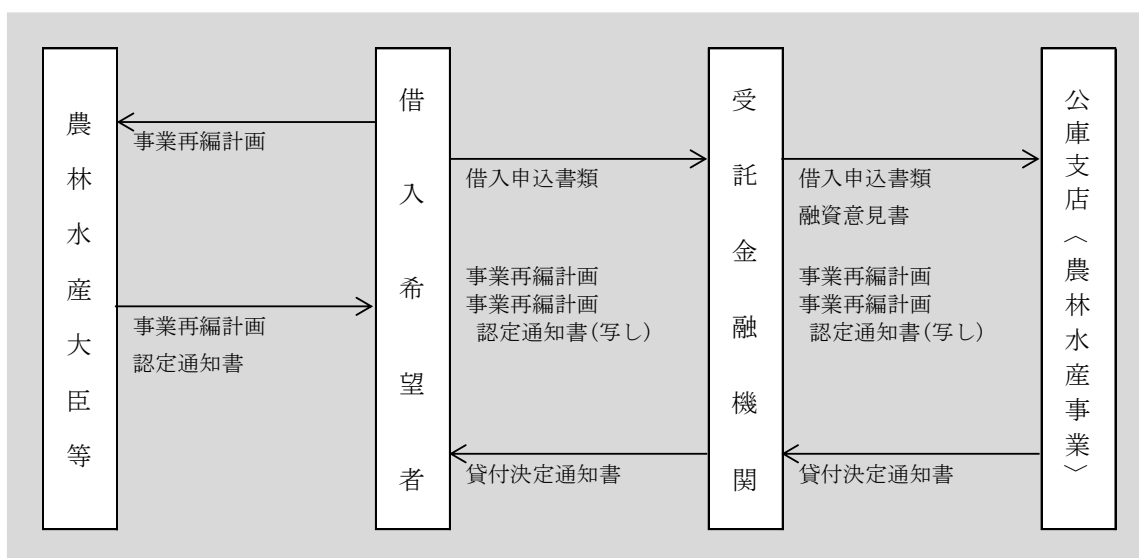
※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

## 5 その他

農林水産大臣等は、事業再編が次の各号に該当すると認めるときに計画の認定を行います。

- (1) 農林水産大臣等が定める事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針に照らし適切なものであること。
- (2) 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること。
- (3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- (4) 従業員の地位を不当に害するものでないこと。
- (5) 国内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業再編促進対象事業者とその行う事業再編促進対象事業と同一の事業分野に属する事業再編促進対象事業を行う他の事業再編促進対象事業者との間の適正な競争を阻害するものでないこと。
- (6) 一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するものでないこと。

## 6 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



## 7 借入申込みに必要な書類

### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1－5
ウ	事業再編計画及び認定通知書（写）	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 6 食品安定供給施設整備資金

### 1 資金の目的

本資金は、食品又は飼料の製造、加工又は流通の事業を営む者が実施する食料の安定供給の確保に資する事業に対し支援することを目的としています。

### 2 資金の使い途

#### (1) 再資源化対策

動植物性残さ（食品の製造又は加工の事業に伴って生じたものに限り、）を原料又は材料として利用する事業に必要な加工、運搬、貯蔵又は回収のための施設及び関連施設の改良、造成又は取得

ただし、施設の改良、造成又は取得に係る対象施設は、十分な公害防止対策が講じられているものに限り、

#### (2) 食品流通対策

食品の流通機能の高度化又は食品の流通における高度な品質管理を行う事業（食品の製造又は加工に関するものに限り、）に必要な施設の改良、造成又は取得

（注）「食品の流通機能の高度化又は食品流通における高度な品質管理を行う事業」に必要な施設とは、原料、材料又は製品の集配、保管、分荷、包装、ピッキング、処理加工（温度管理を伴うもの）、集中調理、生体活性保持又は輸送等に必要な施設。

#### (3) 新規事業育成

食品の製造又は加工の分野において実施される新規事業で次に掲げるもの

- ① 高度かつ独自の技術により表1の「アからエ」の全てを満たしている者（満たすことが見込まれる者を含みます。）が表2の「ア又はイ」に該当する事業を実施するための企業化開発段階以降の技術開発に係る施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- ② 高度かつ独自の技術により市場で独自の地位を確立している者であって、表1の「アからウ」の全てを満たす者が当該高度かつ独自の技術に関連する技術分野において行う企業化開発段階以降の技術開発に係る施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得

表 1

ア	高度性：当該技術が特許又は実用新案に相当する程度の高度性を有すること
イ	独自性：当該技術を生かした製品又は役務が市場において独自のものと評価を得ていること
ウ	積極性：同業他社と比較して技術・研究者のウエイトが高い又は売上高に占める研究開発費のウエイトが高いこと
エ	専門性：当該技術が企業の事業活動の広範囲に波及していること

表 2

ア	新商品の生産又は新たな役務の提供を行う事業
イ	生産コストの大幅な引下げ・性能の著しい向上若しくは役務の価格の著しい低下・質の著しい向上等に資する製法、製品又は役務の提供方法に新規性が認められる事業

#### (4) 米穀新用途利用促進

米穀の新用途への利用の促進に関する法律に規定する認定計画に基づいて行う次に掲げる事業

- ① 食品又は飼料の原材料として利用する米穀の配送、受入、保管若しくは供給に必要な施設の改良、造成又は取得
- ② 米穀を原材料として利用する食品（米穀を原材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料として利用する食品を含みます。）又は飼料の製造、加工若しくは流通に必要な施設の改良、造成又は取得
- ③ 米穀を原材料として利用する食品（米穀を原材料とする飼料の利用により生産された畜産物及び当該畜産物を原材料として利用する食品を含みます。）又は飼料の需要の拡大に資する企業化開発段階以降の高度な新技術の研究開発又は高度な新技術の利用を伴う新商品の開発に必要な施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
- ④ ①又は②に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用の支出

### 3 借入者の資格

食品又は飼料の製造、加工又は流通の事業を営む者及びこれらの者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している法人で食品若しくは飼料の製造、加工若しくは流通の事業の振興を目的とするものを含みます。）

ただし、資金の使い途(1)の事業にあつては、食品の製造又は加工の事業を営む者（注）に限ります。また、資金の使い途(2)及び(3)の事業にあつては、食品の製造又は加工の事業を営む者（注）であつて、国産農林畜水産物の年間取引額が3,000万円以上であつて、1年以上の安定的な取引が見込まれる者に限ります。

（注）今回新たに食品の製造又は加工の事業を開始する者のほか、外食業者も対象になる場合もあります。

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

（例） 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000万円以下	又は 50人以下
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下
その他の業種	3億円以下	又は 300人以下

#### 4 貸付条件

資金の使い途	償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額 (貸付けを受ける者の負担する額に対する融資率) (注)
(1) 再資源化対策	10年超 15年以内	3年以内	40%
(2) 食品流通対策			
(3) 新規事業育成			
(4) 米穀新用途利用促進			80%

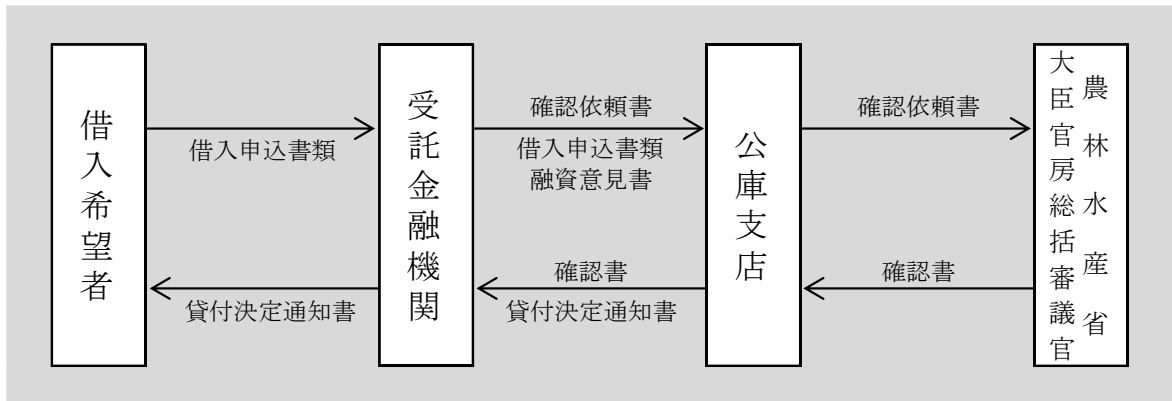
※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

(注) 貸付限度額について

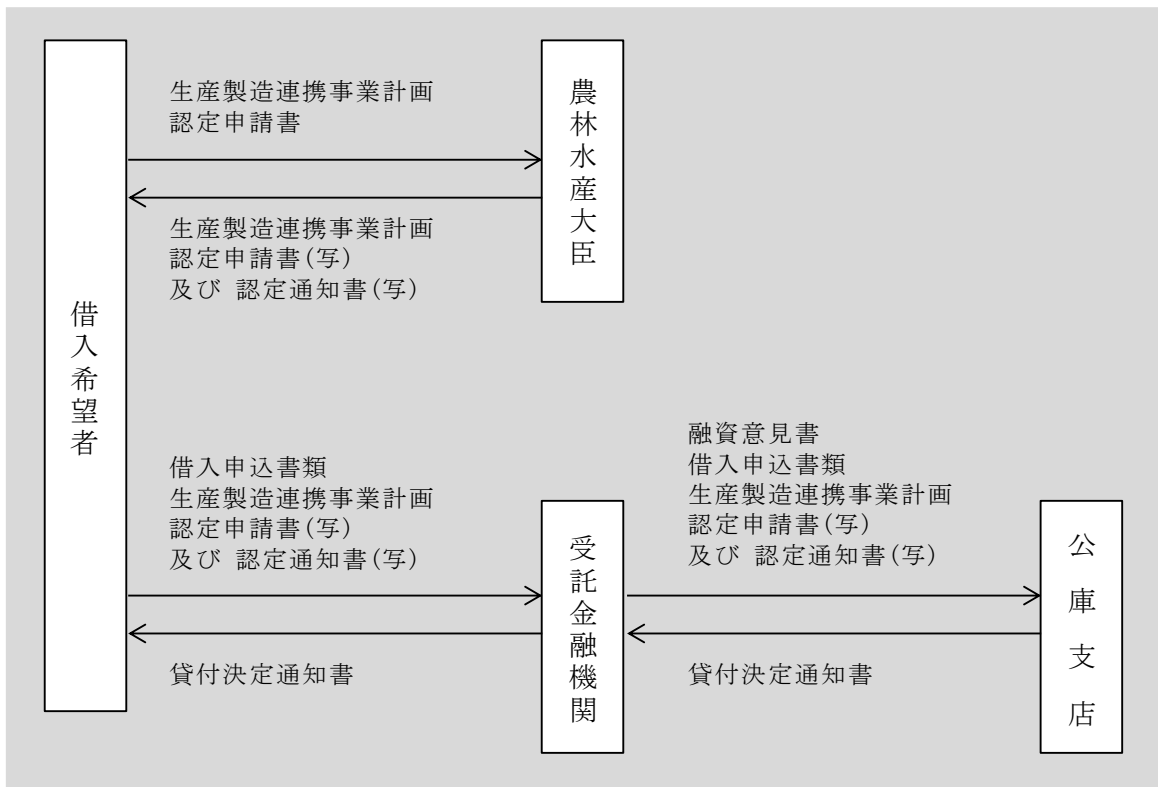
(1)、(2)の資金について、北海道・東北地方（新潟県を含みます。）で実施される事業で通常の融資率では資金調達に支障を生じる場合には、特例融資率（70%以内）を利用できる場合があります。

## 5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス

再資源化対策、食品流通対策、新規事業育成



米穀新用途利用促進



## 6 借入申込みに必要な書類

(1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1 - 5
ウ	【米穀新用途利用促進の場合】	

<ul style="list-style-type: none"><li>・生産製造連携事業計画認定申請書及び認定通知書（写）</li></ul> <p>【それ以外の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公庫等にご照会ください。</li></ul>
---

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

(2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 7 新規用途事業等資金

### 1 資金の目的

本資金は、生産事情及び需給事情からみて需要の増進を図ることが特に必要であると認められる農林畜水産物を原材料として使用する製造又は加工の事業を営む者に対し、新規の用途の企業化・実用化及び加工原材料用の新品種を使った製品生産の企業化・実用化に必要な資金を融資することにより、国産農林畜水産物の加工の増進を通じ、その消費の拡大を図り、もって農林漁業の生産力の維持増進を図ることを目的としています。

### 2 資金の使い途

次に掲げる事業に必要な施設の改良・造成・取得、特許権等の取得、技術導入費等

① 新規の用途の採用

特定農林畜水産物の「新規の用途」を企業化・実用化する事業

② 新品種の採用

加工原材料用の「新品種」を使った製品生産を企業化・実用化する事業

融資事例

新規の用途の採用	原料に米麴を使用した漬物用調味料を製造するための生産ライン
新品種の採用	1年前に登録された酒米（新品種）を使った清酒を生産するための醸造施設

### 3 借入者の資格

特定農林畜水産物を原材料として使用する食品製造業者等であって、新規用途事業等に関する計画が適当であると農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）が認定したもの。

○特定農林畜水産物とは

- ・ 農産物：米、麦、うんしゅうみかん、うんしゅうみかん以外のかんきつ類、りんご、てん菜、さとうきび、こんにゃく芋、かんしょ、ばれいしょ、アスパラガス、スイートコーン
- ・ 林産物：間伐材（すぎ、ひのき、まつ）、しいたけ
- ・ 畜産物：生乳、豚肉、鶏肉、鶏卵
- ・ 水産物：しろざけ、かつお、いか

（注）麦は主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律113号）に基づく政府の売渡しに係るものを除きます。

※ 中小企業者に限ります。

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

（例） 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合（LLP）

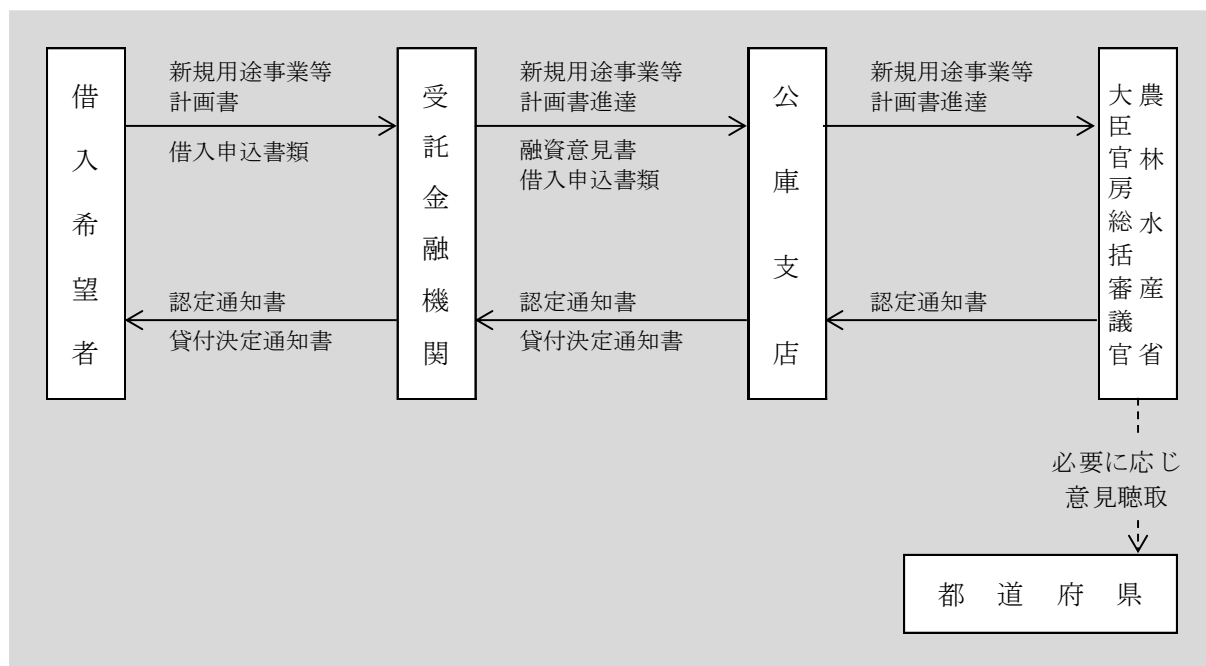
判断項目	資本金	従業員
主たる業種		
小売業・飲食店	5,000万円以下 又は 50人以下	
サービス業	5,000万円以下 又は 100人以下	
卸売業	1億円以下 又は 100人以下	
その他の業種	3億円以下 又は 300人以下	

#### 4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10年超 15年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

#### 5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



## 6 借入申込みに必要な書類

### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1－5
ウ	新規用途事業等計画書（写）	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款

## 8 農林水産物・食品輸出基盤強化資金

### 1 資金の目的

本資金は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく認定を受けた輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」といいます。）に従って行う農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業を実施するために必要な資金を融資することにより、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図り、もって農林水産業及び食品産業の持続的な発展に寄与することを目的としています。

### 2 資金の使い途

- (1) 認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
- ①施設の改良、造成若しくは取得又は特別の費用の支出若しくは権利の取得
  - ②他の事業者の株式若しくは持分の取得又は他の事業者への出資
  - ③販売促進費、調査費、研究開発費その他の費用の支出
- (2) 外国関係法人等と共同して、認定輸出事業計画に従って実施する事業であって、当該外国関係法人等が必要とする(1)の①から③に掲げるものの実施に必要な資金

(注)「外国関係法人等」とは、外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含みます。以下「外国法人等」といいます。）であって、認定輸出事業計画に従って輸出事業を実施する者（以下「認定輸出事業者」といいます。）がその経営を実質的に支配していると認められるものとして次に掲げるいずれかに該当する関係を持つものをいいます。

経営を実質的に支配している者 (A)	株式等の総数又は総額における(A)の保有割合等	役員等の総数における(A)の役員等又は従業員の占める割合
認定輸出事業者	50%以上	(条件なし)
	40%以上50%未満	50%以上
	20%以上40%未満 かつ筆頭株主	
子会社等単独又は認定輸出事業者と子会社等	50%以上	(条件なし)
	40%以上50%未満	50%以上
	20%以上40%未満 かつ筆頭株主	

なお、上記における用語の定義は次に掲げるところによります。

- ①「株式等」とは、外国法人等の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するものをいいます。
- ②「役員等」とは、外国法人等の役員その他これに相当する者をいいます。

- ③「子会社等」とは、認定輸出事業者の子会社又は外国子会社（認定輸出事業者がその経営を実質的に支配している場合における外国法人等）をいいます。また、「子会社」とは、認定輸出事業者が次に掲げるいずれかに該当する関係を持つものをいいます。

親会社 (B)	株式の総数若しくは出資口数の総数又は出資価額の総額における(B)の保有割合等	役員の総数における(B)の役員又は従業員の占める割合
認定輸出事業者	50%以上	(条件なし)
	40%以上50%未満	50%以上
	20%以上40%未満 かつ筆頭株主	

### 3 借入者の資格

認定輸出事業者

(農林漁業者、中小企業者（食品等製造事業者、食品等流通事業者 等))

(注) 農林漁業者以外に対するものについては、その行う事業が農林漁業者等との取引の安定に資すると認められるものであって、認定輸出事業計画に次の事項が明記されている場合に限ります。

- 1 海外の消費者の食品等に対する需要等の情報が認定輸出事業者から適確に農林漁業者等に提供されること。
- 2 認定輸出事業者と農林漁業者等との取引における、契約の期間、取引量、取引価格又は価格の基準、輸出ができない場合の取扱い。
- 3 我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組が農林水産業の成長発展に資するものであること。

※ 中小企業者の要件

中小企業者の要件は以下の条件を満たす会社及び個人（個人の場合、従業員の条件のみ）です。なお、協同組合等は、以下の規模を上回る場合でも中小企業者に該当します。

ただし、公庫法第2条第3号に列挙されていない者（以下、例示）は、規模に関わらず中小企業者に該当しません。

(例) 農事組合法人、社団法人・財団法人（一般・公益を含みます。）、有限責任事業組合(LLP)

判断項目 主たる業種	資本金	従業員
小売業・飲食店	5,000 万円以下 又は 50 人以下	
サービス業	5,000 万円以下 又は 100 人以下	
卸売業	1 億円以下 又は 100 人以下	
その他の業種	3 億円以下 又は 300 人以下	

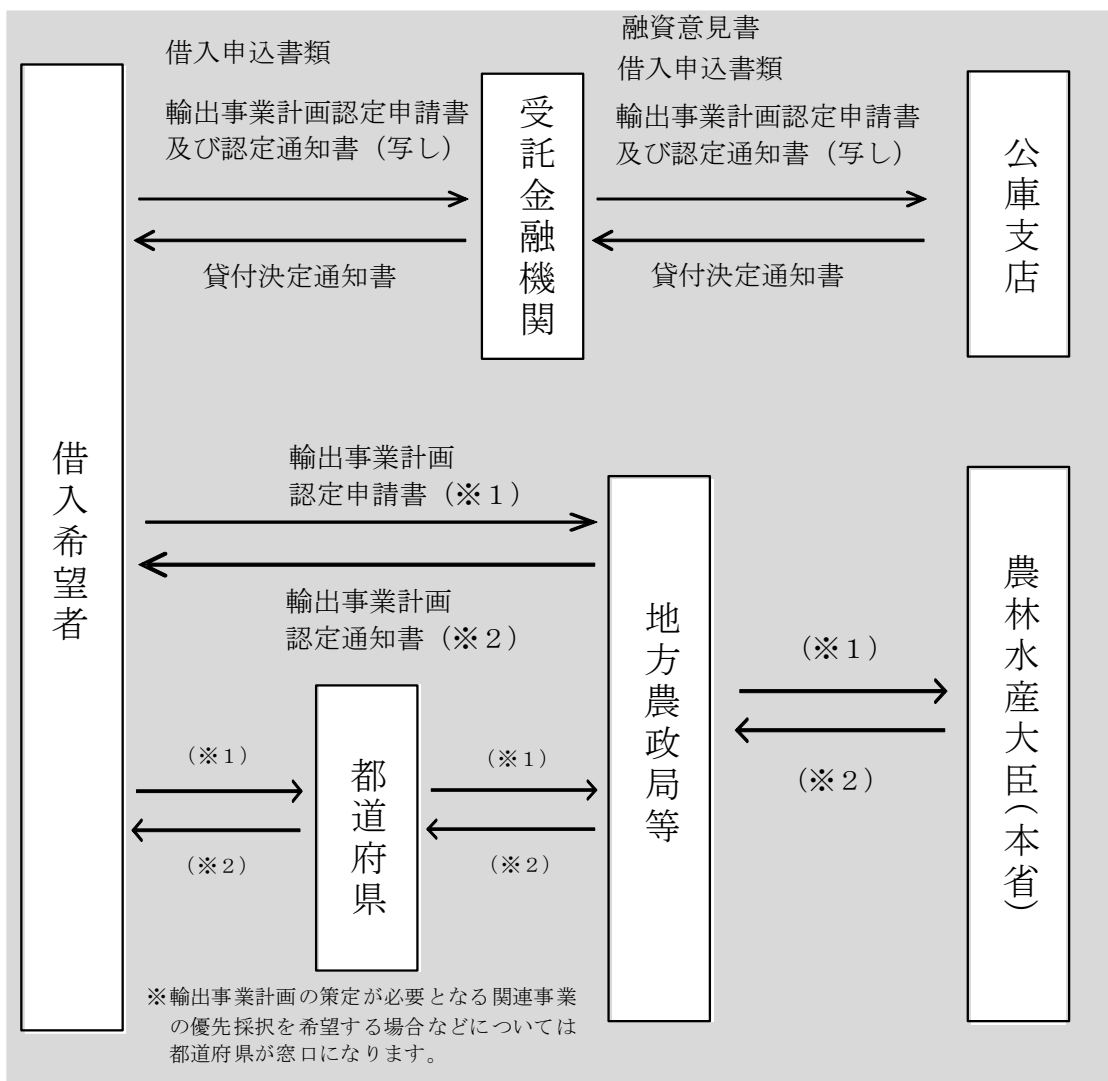
#### 4 貸付条件

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間	貸付限度額
10年超 25年以内 ※農林漁業者等は25年以内	3年以内	貸付けを受ける者の負担する額の 80%に相当する額

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

※ 設備資金と長期運転資金では金利水準が異なります。

#### 5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



## 6 借入申込みに必要な書類

### (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式C 1－5
ウ	輸出事業計画認定申請書及び認定通知書（写）	

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

### (2) 添付書類

- ア 最近3か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）又は青色申告書（簡易の貸借対照表を含みます。）等の写し
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の場合には、法人の登記簿謄本及び定款

## 9 塩業資金

### 1 資金の目的

本資金は、生活必需物資である塩の確保と塩業の健全な発展を図ることを目的としています。

### 2 資金の使い途

製塩施設の改良、造成又は取得

<製塩施設の例>

- ・ さいかん施設
- ・ 海水前処理施設
- ・ 発電機
- ・ せんごう施設
- ・ ボイラー
- ・ 乾燥、包装、荷捌設備

### 3 借入者の資格

塩を製造する者

### 4 貸付条件

(1) 利率

利率
中小特利 ① ※石炭又は重油を使用して塩を製造する者が、二酸化炭素の排出量削減に資する燃料への転換に必要な製塩施設の改良、造成又は取得を行う場合は中小特利 ②（令和 11 年 3 月 31 日までの間に融資決定を行ったもの）

※ 最新の貸付利率は、公庫ホームページでご確認いただくか公庫等にご照会ください。

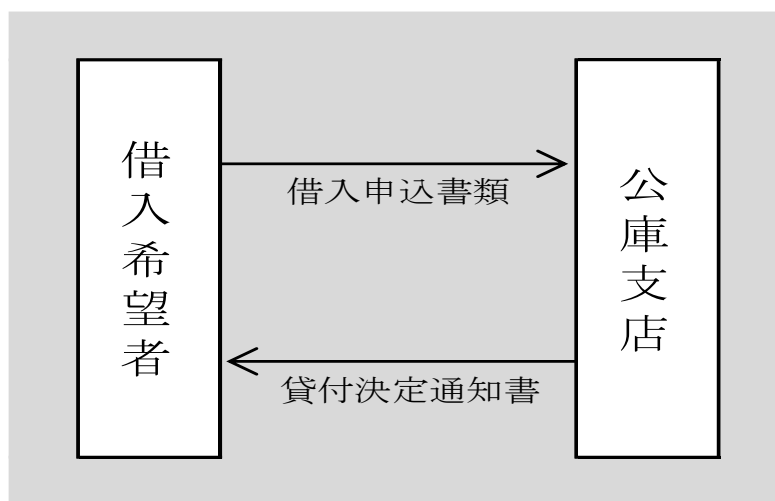
(2) 償還期限 据置期間

償還期限 (据置期間を含みます。)	据置期間
20 年以内	3 年以内

## (3) 貸付限度額

貸付限度額	
(1) (2) 以外の者が行う事業	貸付けを受ける者の負担する額の 80% に相当する額
(2) 資本金や出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超える会社が行う事業	貸付けを受ける者の負担する額の 40% に相当する額

## 5 借入申込みから貸付けに至るまでのプロセス



## 6 借入申込みに必要な書類

## (1) 借入申込書類

ア	借入申込書	
イ	借入申込書共用別紙（事業費支払予定表）	様式 C 1 - 5

※ 様式は公庫支店等にご照会ください。

## (2) 添付書類

- ア 最近 3 か年の決算書類（貸借対照表、同附属明細書、損益計算書）
- イ 見積書、契約書、設計図、位置図
- ウ 事業実施に際し許認可を必要とする場合には、その許認可証の写し
- エ 法人の登記簿謄本及び定款